



今月のテーマ

「土砂等」と「がれき類」と「建設残土」の
区分と対策は？

1.はじめに

標題の区分は実務上は難しい。難しいからこそ混同とそれに便乗した不適正な処理が行われたりする。

まず「土砂等」については、自然界にある土壌を人為的に掘削などにより発生するものであり、廃棄物処理法では廃棄物の範疇から除外している。

次に「がれき類」は建設工事などの事業活動により発生するものであり、主に工作物の解体、補修工事などにより発生する。産業廃棄物としての処理が義務付けられている。

最後の「建設残土」とは、主に建設土木から発生するものであるが、この内容の明確な定義は存在していない。これにより規制、監視の仕組みが出来ておらず、大量の堆積、土石流、土壌汚染、環境上の問題を多方面で発生させている。

2. 過去の残土規制の事例

昭和 55 年に千葉県市川市にて「市川市土砂等による土地の埋立、盛土及び堆積の規制に関する条例」が成立した。

全国的に初めての土砂の規制条例である。条例制定のきっかけは市川市行徳地区の塩田跡地に大量の残土が持ち込まれ、「行徳富士」といわれるほど大量の建設残土が持ち込まれた事件が発生し、社会問題となった。

その後、「残土条例」が平成 9 年に千葉県で制定された。都道府県では初めてである。

土砂を持ち込、堆積する場合は事前相談、届け出、住民同意、期間、分析、流出防止対策等の詳細が定められ規制の枠が出来た。

3. 残土の位置付け

都市運営において必ず建設工事が行われているため建設残土は日常的に大量に発生している。それらが次なる建設工事現場で活用される仕組みが成立しているかどうか。

工事に伴い発生することから発注者にて持込先を指定する「指定処分」を徹底するか、残土再生処理センターなどにて受入れ保管し、粒度調整、廃棄物除去などにより品質改良と再生を図っている事例もある。

国交省には、建設残土は有効な資源であるとの考え方がある。有効に活用すべきとの方針には異論は無いが、活用されずに残置される残土をいかに削減し、かつ活用するルートを行政として確保していくのが当面の課題ではないか。

東京都内の湾岸部の京浜島、城南島、平和島などは建設残土を主体に埋め立てられた例です。

4. まとめ

「建設残土」は、廃棄物処理法での規制はされていない。その理由は「土砂等」が廃棄物処理法の適用外とされていることに関連して、「土砂等」に準ずるものとしての扱いを受けている。又は土砂等とみなして無許可にて持込、堆積、保管がなされ、かつ容認されている。

熱海市の土石流の事故が発生した一因は建設残土にかかる法律が存在しないこと。

そのため約 20 の都道府県それぞれが「残土条例」を制定して対応している。

残土は有効な資源とするのなら、残土を自由処分とさせない公共工事請負契約を徹底するなどすべきである。国の責任は大きいと思う。

☆お知らせ

2021 年 10 月 18 日循環経済新聞に
当事務所が掲載されました。
是非ご一読下さい！

